## 国民健康保険税・子育て世帯に対する市独自減免制度について

(変更箇所は下線部のとおり)

項番	項目		現状	変更案	根拠	
· A H					条例	規則
1	対象					
		(1) 世帯		4月1日において <u>6歳以上18歳未</u> 満である被保険者(世帯主及び配 偶者を除く。)が2人以上属する 世帯		
		(2) 所得		納税義務者及び被保険者の総所得 金額等の合算額が <u>500万円</u> を超えな い世帯		
2	減免割合		○子2人目の均等割額の半額、 <u>3</u> 人目以降の均等割額の全部 ○低所得者軽減(7割・5割・2 割)世帯は、 <u>軽減の前の半額まで</u>	○低所得者軽減(7割・5割・2		0
3	減	免期間	途中で該当する場合は、その日の 属する月分)から3月分(年度途	減免を受ける年度の4月分(年度 途中で該当する場合は、その日の 属する月分)から3月分(年度途 中で該当しなくなった場合は、そ の日の属する月の前月分)まで		0
4	年度途中の被保険者の異動					
		(1) 子の加入・喪失	加入・喪失した月から再判定して 適用 減免対象者の年長昇順も異動	加入・喪失した月から再判定して 適用 減免対象者の年長昇順も異動		0
		(2) 世帯員の加入・ 喪失による所得の 異動	再判定しない。	再判定しない。	0	0
5	申	3請				
		(1) 期限	納期限まで	納期限まで	0	0
		(2) 様式	基本的に国保加入・喪失の届出に より申請があったものとみなす。	基本的に国保加入・喪失の届出に より申請があったものとみなす。	0	
		(3) 添付資料	不要	不要	0	
		(4) 次年度以降	引き続き対象条件に該当する世帯 については、申請を省略	引き続き対象条件に該当する世帯 については、申請を省略	0	
6		定(変更・取消 含む。)	決定通知書(変更・取消通知書) を納税通知書に同封又は別送	決定通知書(変更・取消通知書) を納税通知書に同封又は別送		0